

埼玉県警察からのお知らせ

回覽

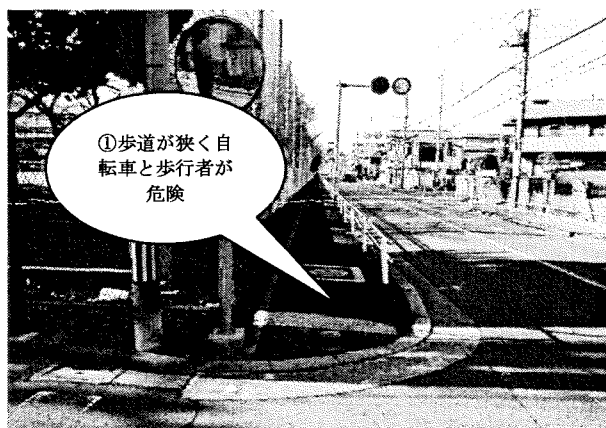
令和8年7月28日

交通規制の変更について

平素より、警察活動にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

埼玉県警では、道路環境等の変化に伴い、随時交通規制や標識の見直しを進めているところでありますが、今般、下記交通規制について変更する方針となりましたので、お知らせします。

- 住所：さいたま市南区辻4、5、6、8丁目地内
●変更内容：**【廃止】**①特例特定原動機付自転車・普通自転車歩道通行可
②追越しのための右側部分はみ出し通行禁止
●廃止予定時期：令和8年度冬頃



【廃止の理由】

- ・自転車歩道通行可の規制は、歩道の有効幅員 3 メートル以上を原則としていること。
 - ・対象の区間は、歩道が狭く（2 メートル）、歩行者も多いため、歩行者と自転車が安全に通行できない（接触する危険性がある）こと。
 - ・車道の自転車を追い越す際、中央線より右側へ越えて通行することが可能となること。
- 等。

何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

埼玉県浦和警察署交通規制係
担当：平川

☎048-825-0110 (内線425)

自転車も
交通ルールを守
りましょう！！

